

# ストマ用装具の給付について

ストマ用装具の購入については、「郡上市日常生活用具給付事業」による給付が受けられます。購入前に申請が必要ですので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

## ◎給付の対象者

ストマを造設しており、「直腸」または「ぼうこう」の障がい記載された身体障害者手帳の交付を受けている方。

## ◎給付内容について

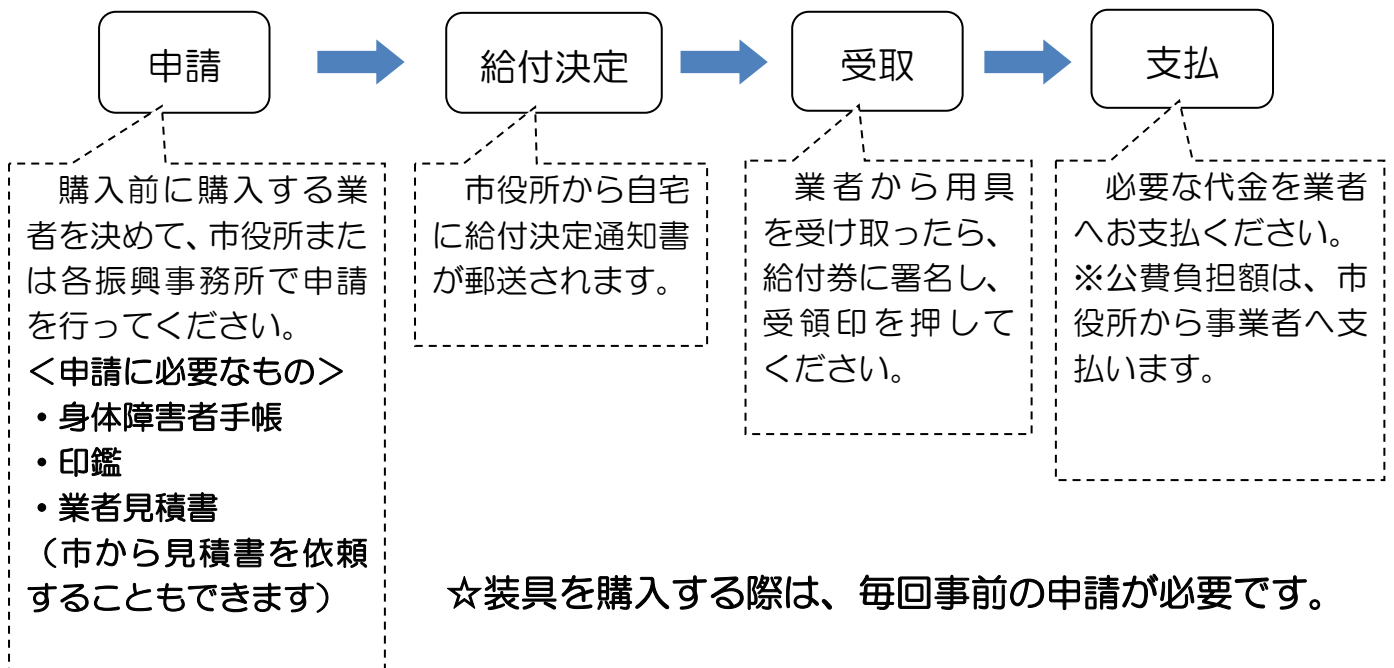
- ・自己負担額は原則基準額の1割です。（基準額に満たない場合は、見積額の1割。）
- ・基準額を超えた部分は、全額自己負担となります。
- ・1回の申請で＜2ヵ月分＞＜4ヵ月分＞＜6ヵ月＞の給付が可能です。  
※装具の型が定まっていない場合は1ヵ月分の給付も可能です。
- ・1回の申請で給付可能な月数と基準額の組み合わせは、以下のとおりです。

	基準額（蓄便）	基準額（蓄尿）
1ヵ月分	8,600円	11,300円
2ヵ月分	17,200円	22,600円
4ヵ月分	34,400円	45,200円
6ヵ月分	51,600円	67,800円

※ストマが2ヵ所の場合は、基準額も2倍になります。

※給付できるのは、申請した月の分からです。

## ◎給付の流れ



＜お問い合わせ先＞

郡上市役所 健康福祉部社会福祉課

電話：67-1811 FAX：67-0604